

設計段階での取組状況等の公表に関する産構審ガイドライン上の規定
(品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン 平成13年7月12日)

○自動車・オートバイ

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を促進する。
 - (3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。
 - (4) 設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行い、平成13年度以降定期的に公表する。

○パーソナルコンピュータ及びその周辺機器

1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。
 - (2) 製品アセスメントの実施状況の広報
設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。

※家電製品、小形二次電池使用機器についても、同様の規定あり

○ぱちんこ遊技機等

1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。
 - (2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。

※電動アシスト自転車、金属製家具、複写機、ガス・石油機器、浴槽及び浴室ユニット・システムキッチン、携帯電話・PHSについても、同様の規定あり

IT製品の環境設計アセスメント実施状況

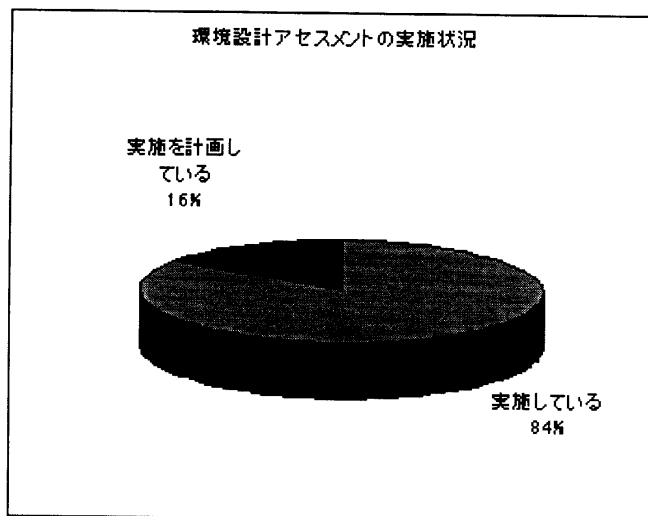
経済産業省 産業構造審議会 廃棄物処理・再資源化部会の「廃棄物処理リサイクルガイドライン(品目編)」に基づき、平成13年度の「製品アセスメントの実施状況」を以下のとおり公表いたします。

1. 実施状況

当協会会員会社のうちパーソナルコンピュータ及びその周辺機器を製造しているメーカー32社の状況をアンケートにより調査した。

Q. 情報処理機器に対して環境設計アセスメントを実施しているか？

1) 実施している	27
2) 実施を計画している	5
計	32



2. 環境設計アセスメントの効果

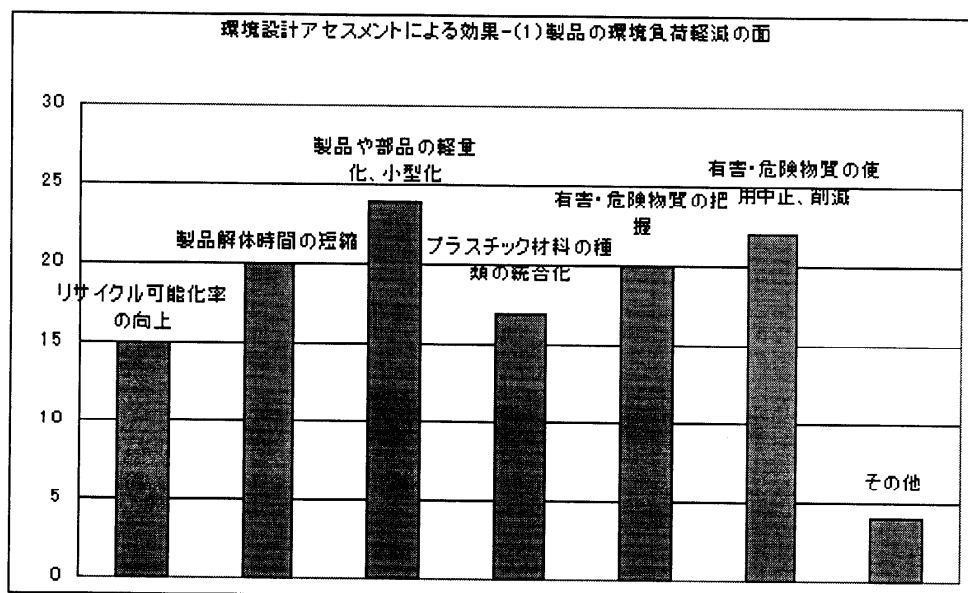
Q. 環境設計アセスメントにより、どんな効果がありましたか？(複数回答可)

1) 製品の環境負荷軽減の面で、次の効果があった ————— 27社

(1)リサイクル可能化率(製品・部品及び材料としての再使用可能化率)の向上	15
(2)製品解体時間の短縮(組立て時間の短縮)	20
(3)製品や部品の軽量化、小型化	24
(4)使用するプラスチック材料の種類の統合化	17
(5)製品に使用される有害・危険物質の把握	20
(6)有害・危険物質の使用中止、削減	22
(7)その他	4

(7)その他

- ・省エネルギー、環境ラベル適合
- ・省エネルギー化
- ・製品の省エネルギー化
- ・リユース率の向上

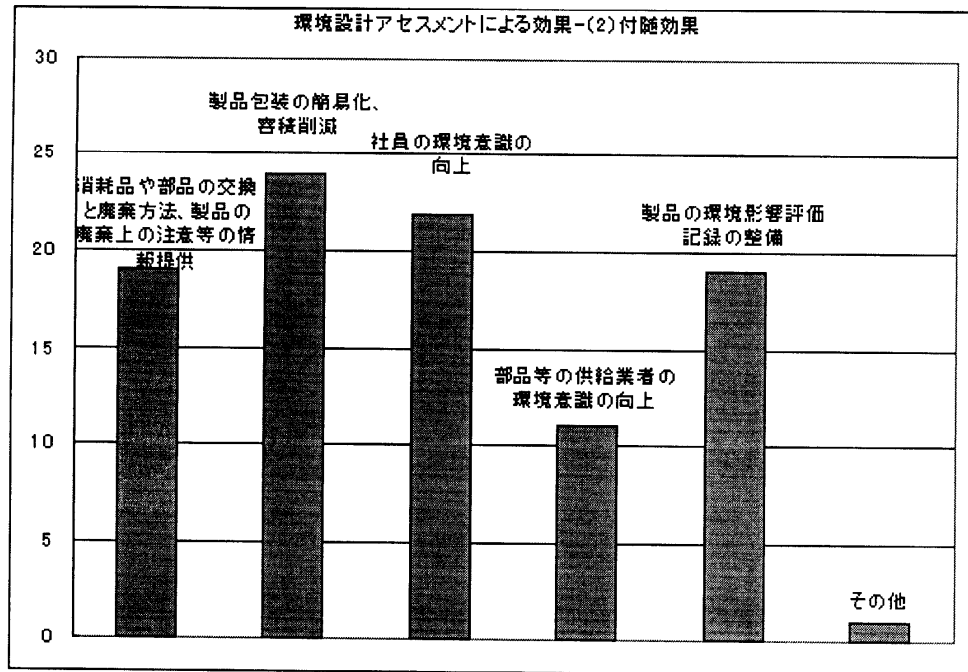


2)環境設計アセスメントに付随して、次の効果があった ————— 27社

(1)消耗品や部品の交換と廃棄方法、製品の廃棄上の注意等の情報提供	19
(2)製品包装の簡易化、容積削減	24
(3)社員の環境意識の向上	22
(4)部品等の供給業者の環境意識の向上	11
(5)製品の環境影響評価記録の整備	19
(6)その他	1

(6)その他

- ・製品環境情報の開示(TYPEⅢエコラベル、広報宣伝)



[← 情報システム部会TOPへ](#)

(C)Copyright JEITA,2002